

契 約 書(案)

京都府公立大学法人（以下「甲」という。）と 落札者（以下「乙」という。）とは、京都府立医科大学永守記念最先端がん治療研究センター及び京都府立医科大学附属北部医療センターで使用する電気の受給に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添「仕様書」及びこの契約の条項に基づき、甲の需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- (1) 需要場所、供給仕様等
別添「仕様書」のとおり
- (2) 契約金額
別紙「契約単価表」（以下「単価表」という。）のとおり
（単価表の各金額には消費税及び地方消費税を含む。）
- (3) 契約期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 契約保証金
〇〇〇円 又は 免除
- (5) この契約に規定する請求、通知、通告、申出、同意及び解除は、書面によりこれを行う。

（契約保証金）

第2条の2 甲は前条第4号の契約保証金を第10条第1項の違約金に充当することができる。

2 甲は前条第4号の契約期間終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返金しなければならない。（※契約保証金を免除する場合は、この条文を削除すること）

（権利義務譲渡の禁止）

第3条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（秘密を守る義務）

第4条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後（解除を含む）に関わらずこの契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。

ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合はこの限りでない。

（料金の算定）

第5条 電力料金は、仕様書に定める各需要場所の契約電力に単価表の基本料金単価を乗じて得た額（以下「基本料金」という。）に計量期間に係る使用電力量に単価表の電力

量料金単価を乗じて得た額（以下「電力量料金」という。）を加算した額とする。

ただし、基本料金は、供給者が定める電気供給条件（高圧）の規定に基づき力率割引又は割増しを行うものとし、電力量料金は、供給者が定める電気供給条件（高圧）の規定により算定された燃料費調整額を差し引き、又は加えるものとする。

（*下線部分は、落札者と調整し必要に応じて適宜変更する）

- 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、供給者が定める電気供給条件（高圧）の規定により算出した額とする。

（料金の支払等）

第6条 乙は、月毎に第5条により算出した金額の合計額（以下「料金」という。）を、計量期間の翌月に、甲に対し、請求書により請求するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する請求書を受領したときは、乙が定める供給約款（以下「供給約款」という。）に定める支払期日（以下「支払日」という。）までに、乙に代金を支払うものとする。ただし、支払日が日曜日又は銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」という。）に該当する場合は、支払日はその翌日とする。また、その翌日が日曜日又は休日に該当するときは、さらにその翌日とする。
- 3 甲は、前項に規定する支払日までに支払うことができなかつた料金については、供給約款の規定に基づき乙に支払うものとする。

（単位及び端数処理）

第7条 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

（接続供給契約等の義務）

第8条 乙は、自己と関西電力送配電株式会社との間に、自己がこの契約に基づき、電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結し、その写しを甲に提出しなければならない。（※関西電力株式会社が落札者となった場合は、この条項を削除する。）

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由を乙に通告することにより、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が電気を供給する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるほか乙がこの契約に違反しこの契約の目的が達せられないと認められるとき。
- 2 乙は、正当な理由があるときは、その事由を解除しようとする日の1月前までに甲に通告することにより、この契約を解除することができる。

(談合等による解除)

第9条の2 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(特定調達契約に係る契約の解除等)

第9条の3 甲は、契約期間が満了するまでの間は、第9条第1項及び前条の規定によるほか必要があるときは、契約の履行を停止し、又は契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として甲が指定する期日までに甲に支払うものとする。

- (1) 第9条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(損害賠償)

第11条 乙は、その責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えたときは、甲は乙に対し、その損害の賠償を求めることができるものとし、乙は、甲から請求があったときは、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

ただし、賠償の額は甲乙協議の上、これを定めるものとする。

2 契約期間内に、乙の責めに帰すべき事由がなく、甲が契約を解除する場合は、乙は、供給約款の規定に基づき契約代金の精算金等を請求できるものとし、甲は、乙にその精算金等を支払うものとする。

(損害賠償の予定)

第11条の2 乙は、第9条の2各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、予定数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までのうち処分、審決、その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第12条 第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第13条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わず、これをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(関係法令の遵守)

第14条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他の関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第 15 条 この契約書に定めのない事項は、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等を参考に双方協議の上で決定するものとする。

(*下線部分は、「別紙基本契約要綱(関西エリア)により又は、」等 落札者と調整し必要に応じて適宜変更する)

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 1 月 日

甲 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町 465
京都府公立大学法人
理 事 長 金 田 章 裕 印

乙 住 所
氏 名 印

(別紙)

契約単価表

対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

1 基本料金単価(税込)

区 分	単価 (円/kW)	
	永守記念最先端がん治療研究センター	北部医療センター
常 時 電 力		
予 備 線		

2 電力量料金単価(税込)

区 分		単価 (円/kWh)	
		永守記念最先端がん治療研究センター	北部医療センター
夏季	7月1日から 9月30日までの期間		
その他季	上記以外の期間		

注1 各単価は、税率10%の消費税及び地方消費税相当額を含む。

注2 上記1の常時電力の基本料金単価は、力率85パーセントのものである。

(※下線部分は、落札者と調整し必要に応じて適宜変更する)

注3 上記2の電力量料金単価は、燃料費調整単価を含まない単価である。

仕 様 書

1 概 要

- (1) 需要施設 別添資料 1-①のとおり
- (2) 需要場所 別添資料 1-②のとおり
- (3) 業種及び用途 別添資料 1-③のとおり

2 仕 様

(1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

- ア 電気方式 別添資料 2-①のとおり
- イ 標準電圧 別添資料 2-②のとおり
- ウ 計量電圧 別添資料 2-③のとおり

注：計量電力量でもって、従量料金を算出するため、供給者の負担により、計量器が使用可能な状態を維持するものとする。 ※現行計量器は関西電力株式会社設置

- エ 標準周波数 別添資料 2-④のとおり
- オ 受電方式 別添資料 2-⑤のとおり

カ 発電設備

- (a) 非常用発電設備 別添資料 2-⑨のとおり
- (b) 常用発電設備 別添資料 2-⑩のとおり

- キ アンシラリーサービス料金対象容量 別添資料 2-⑪のとおり

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 契約電力（常時電力） 別添資料 2-⑫のとおり
- イ 契約電力（予備電力） 別添資料 2-⑬のとおり
- ウ 予定使用電力量 別添資料 2-⑭のとおり

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることができるものとする。

(3) 契約使用期間

令和 4 年 4 月 1 日 0 時から令和 5 年 3 月 3 1 日 2 4 時まで

(4) 需給地点

別添資料 2-⑮のとおり

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、当該地域を管轄する一般送配電事業者の所有とする。

(7) 検針日及び計量

検針日は毎月 1 日とし、1 日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量期間は、前月検針日の 0 時から当月検針日の前日の 2 4 時までとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、前月の検針日から当該月の検針日の前日までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その1箇月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等の規定によるものとする。

イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)

平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率}(\%) = \{ \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \} \times 100$$

ウ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費調整額

燃料費調整額は、入札時に提出した燃料費調整額の算定方法(基準燃料価格、平均燃料価格等)に基づき算定する。

なお、契約期間中の基準燃料価格、平均燃料価格等の算定諸元の変更は認めない。

(12) その他の割引

その他の割引がある場合にあっては、その他の割引額は、入札時に供給者が京都府公立大学法人に提出した算定方法により算定するものとする。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、供給者が定める供給条件等の規定によるものとする。

(14) アンシラリーサービス料金

発電設備系統連携サービス契約は、一般送配電事業者と需要者が直接締結し一般送配電事業者より需要者へ料金の請求を行うため、入札価格算定にあたってはアンシラリーサービス料金を対象外とする。

(15) 契約超過金

契約電力が500kw以上の需要施設については、京都府公立大学法人が、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過金を支払うものとする。

なお、精算金の算定は、供給者が定める供給約款等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(16) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定は、原則として供給者が定める供給約款等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(17) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、京都府公立大学法人は、原則として供給者が定める供給約款等の規定に基づき、その代金を支払うものとする。

(18) その他

- ア 料金の請求は各需要場所ごとに分けて行うこととし、請求書の送付先は京都府公立大学法人が別途指定する。
- イ 契約書、本仕様書及び質疑回答書に記載なき事項については、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等を参考に双方協議の上で決定するものとする。

以上

<仕様書 別添資料>

区分/番号		1 最先端がん治療研究センター	2 北部医療センター
1概要	① 需要施設	京都府立医科大学永守記念最先端がん治療研究センター	京都府立医科大学附属北部医療センター
	② 需要場所	京都市上京区河原町通広小路上の梶井町450	京都府与謝郡与謝野町字男山481
	③ 業種及び用途	病院	病院
	④ 電気主任技術者	関西電気保安協会	オリックス・ファシリティーズ (株)
2仕様	① 電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式
	② 標準電圧 (V)	6, 600ボルト	6, 000ボルト
	③ 計量電圧 (V)	6, 600ボルト	6, 000ボルト
	④ 標準周波数 (Hz)	60ヘルツ	60ヘルツ
	⑤ 受電方式	本線受電	本線・予備線受電 (2回線受電)
	⑥ 設備容量 (kVA)	4825kVA	1758.99kVA
	⑦ 蓄熱設備容量	なし	なし
	⑧ 蓄熱専用計量装置の計量電圧	なし	なし
	⑨ 非常用発電設備	定格出力500kW1台 (定格電圧6,600V)	定格出力600kW1台 (定格電圧6,600V 系統連系 無) 定格出力31.5kVA1台 (定格電圧220V 系統連系 無)
	⑩ 常用発電設備	太陽光 定格出力3.9kW1台 (定格電圧200V 系統連結 有)	なし
	⑪ アンシラリーサービス料金対象容量	なし	なし
	⑫ 常時電力 (kW)	700kW	1, 200kW
	⑬ 予備電力 (kW)	なし	1, 200kW
	⑭ 予定使用電力量 (kWh) 注	別に定める「電力使用計画」のとおり	別に定める「電力使用計画」のとおり
	⑮ 需給地点	引き込み	引き込み (2箇所)

注：実際に契約期間中に使用される電力量は、予定使用量を上回り、又は下回ることができるものとする。